第 51 回 2027 日本ホビーショー

出展契約

2027 年 9 月 3 日(金)から同月 5 日(日)まで(この期間を、以下「会期」といいます)、東京ビッグサイト西 3･4 ホール(以下「本会場」といいます)で、一般社団法人日本ホビー協会および株式会社朝日新聞社（以下、両者をあわせて「甲」といいます）が主催する「第 51 回 2027 日本ホビーショー」(以下「本展示会」といいます)について、甲と本展示会出展申込者(以下「乙」といいます)は、乙の出展にあたり、以下の条項を遵守します。

第 1 条(出展申込・契約)

(1)本出展契約は、乙が提出した本展示会の出展申込書(以下「本出展申込書」といいます)を甲が審査し、出展を承認した後に甲または甲の代理店から乙に対して発行する出展ブース料の請求書を発送した時点をもって成立します。甲は、自己の判断において審査および承認・不承認をすることができ、審査基準や承認・不承認とする理由を開示する義務を負わず、不承認等について一切責任を負わないものとします。

(2) 甲は出展の審査にあたり、乙に対し、本出展申込書とは別に、日本ホビー協会規定の入会申込書（乙が入会を希望する場合）、乙の会社案内、教室・店舗が紹介された印刷物や写真、ホームページ情報、および財務諸表等の提出を求めることができます。

(3) 乙は、出展申し込みに際して、またはその後に甲から提出を求められたすべての書類等を、指定期日までに甲に提出しなければなりません。乙が指定期日までに当該書類等を提出しない場合、甲は乙の出展を承認しないことができるほか、本出展契約の成立後においては本出展契約の全部または一部を解除することができます。

(4) 出展申し込み時に日本ホビー協会非会員であって、2027 年度からの会員資格取得および出展料における会員価格の適用を希望する乙は、前二項に従い、指定期日までに日本ホビー協会規定の入会申込書を提出し、かつ、所定の期日までに入会に係る費用を支払わなければなりません。甲または甲の代理店は、当該入会申込書を受理した後、乙に対して会員価格を適用した出展ブース料の請求書を発行します。ただし、乙が入会に係る費用を所定の期日までに支払わなかった場合、乙の日本ホビー協会への入会が認められなかった場合、または本展示会の終了までに乙が日本ホビー協会の会員ではなくなった場合（退会、解除等の非会員となった事由を問いません）は、出展料は会員価格ではなく一般価格が適用

されるものとし（既に会員価格を支払い済の場合、乙は会員価格と一般価格の差額を直ちに甲に支払うものとします）、または甲が本出展契約を解除することができるものとします。

(5) 乙は、甲が請求する出展ブース料を甲が指定する期日までに銀行振込の方法により支払わなければなりません。振込手数料は乙の負担とします。出展ブース料は、本出展申込書の受領日によって、以下の通りとします。

■法人

ARENA：法人会員のみ申込可　　金額：円・税込

		定価			法人会員 早割価格（12月末まで）				法人会員価格		
ブース名	小間数	出展料合計	ブース料金（1ブース）	WORLD料金（一律）	出展料合計	ブース料金（1ブース）	WORLD料金（一律）	早割率	出展料合計	ブース料金（1ブース）	WORLD料金（一律）
ARENA S	1	申込不可			—	—	—	—	1,452,000	1,452,000	—
ARENA F	2	申込不可			—	—	—	—	924,000	462,000	—
	3	申込不可			—	—	—	—	1,386,000	462,000	—
	4	申込不可			—	—	—	—	1,848,000	462,000	—
	5	申込不可			—	—	—	—	2,310,000	462,000	—
	6	申込不可			—	—	—	—	2,772,000	462,000	—
	8	申込不可			—	—	—	—	3,696,000	462,000	—
	10	申込不可			—	—	—	—	4,620,000	462,000	—
WORLD	1	616,000	550,000	66,000	478,500	412,500	66,000	—	478,500	412,500	66,000
	2	1,166,000	550,000	66,000	891,000	412,500	66,000	—	891,000	412,500	66,000
	3	1,716,000	550,000	66,000	1,266,375	400,125	66,000	3%	1,303,500	412,500	66,000
	4	2,266,000	550,000	66,000	1,617,000	387,750	66,000	6%	1,716,000	412,500	66,000
	5	2,816,000	550,000	66,000	2,004,750	387,750	66,000	6%	2,128,500	412,500	66,000
	6	3,366,000	550,000	66,000	2,343,000	379,500	66,000	8%	2,541,000	412,500	66,000
	8	4,466,000	550,000	66,000	3,102,000	379,500	66,000	8%	3,366,000	412,500	66,000
	10	5,566,000	550,000	66,000	3,861,000	379,500	66,000	8%	4,191,000	412,500	66,000
	12	6,666,000	550,000	66,000	4,620,000	379,500	66,000	8%	5,016,000	412,500	66,000
	14	7,766,000	550,000	66,000	5,379,000	379,500	66,000	8%	5,841,000	412,500	66,000
	15	8,316,000	550,000	66,000	5,758,500	379,500	66,000	8%	6,253,500	412,500	66,000
ホビー＆クラフト ライフスタイル	1	550,000	550,000	—	412,500	412,500	—	—	412,500	412,500	—
	2	1,100,000	550,000	—	825,000	412,500	—	—	825,000	412,500	—
	3	1,650,000	550,000	—	1,200,375	400,125	—	3%	1,237,500	412,500	—
	4	2,200,000	550,000	—	1,551,000	387,750	—	6%	1,650,000	412,500	—
	5	2,750,000	550,000	—	1,938,750	387,750	—	6%	2,062,500	412,500	—
	6	3,300,000	550,000	—	2,277,000	379,500	—	8%	2,475,000	412,500	—
	8	4,400,000	550,000	—	3,036,000	379,500	—	8%	3,300,000	412,500	—
	10	5,500,000	550,000	—	3,795,000	379,500	—	8%	4,125,000	412,500	—
	12	6,600,000	550,000	—	4,554,000	379,500	—	8%	4,950,000	412,500	—
	14	7,700,000	550,000	—	5,313,000	379,500	—	8%	5,775,000	412,500	—
	15	8,250,000	550,000	—	5,692,500	379,500	—	8%	6,187,500	412,500	—

■個人

金額：円・税込
個人プランは早割対象外です

		定価			会員価格		
ブース名	小間数	出展料合計	ブース料金（1ブース）	WORLD料金（一律）	出展料合計	ブース料金（1ブース）	WORLD料金（一律）
WORLD	1	396,000	330,000	66,000	258,500	192,500	66,000
	2	726,000	330,000	66,000	451,000	192,500	66,000
	3	1,056,000	330,000	66,000	643,500	192,500	66,000
	4	1,386,000	330,000	66,000	836,000	192,500	66,000
	5	1,716,000	330,000	66,000	1,028,500	192,500	66,000
	6	2,046,000	330,000	66,000	1,221,000	192,500	66,000
	8	2,706,000	330,000	66,000	1,606,000	192,500	66,000
	10	3,366,000	330,000	66,000	1,991,000	192,500	66,000
	12	4,026,000	330,000	66,000	2,376,000	192,500	66,000
	14	4,686,000	330,000	66,000	2,761,000	192,500	66,000
	15	5,016,000	330,000	66,000	2,953,500	192,500	66,000
クリエイター	1	330,000	330,000	—	192,500	192,500	—
	2	660,000	330,000	—	385,000	192,500	—
	3	990,000	330,000	—	577,500	192,500	—
MAKERS'neo ＊2m×2m	1	99,000	99,000	—	99,000	99,000	—

第 2 条(契約期間)

本出展契約の契約期間は、前条第 1 項に定める成立の時から、本展示会終了後乙の甲に対する全ての債務の履行が完了するまでとします。

第 3 条(出展スペースの使用期間)

(1)本会場内における出展スペースのレイアウトは、甲が、出展ブース数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。乙は、かかる甲の決定に対し、異議・変更等の申し出を行うことはできません。なお、乙が第三者との共同出展を希望する場合は、予め甲の書面による承諾を得るものとします。

(2)乙による出展スペースの使用期間は、2027 年 9 月 2 日(木)から 2027 年 9 月 5 日(日)までとします。来場者が観覧する展示時間は午前 10 時から午後 5 時までとします。

第 4 条(乙による本出展契約の解約と変更)

(1)乙は、甲にその旨書面で申し出て、甲の書面による承諾を得た場合に限り、本出展契約の全部または一部を解約または変更(出展スペースの縮小を含む)することができます。この場合、甲は理由のいかんを問わず乙の既納の出展ブース料および「出展のご案内」や「出展マニュアル」で定めるオプション料

(セミナー会場使用料やレンタルパッケージ装飾に関する費用等、出展ブース料以外で、甲と乙の直接契約から発生した費用。以下出展ブース料と併せて「出展料」といいます)を返金しません。

(2)前項に従い乙が本出展契約の解約または出展スペースの減少をしようとする場合、乙は、事前に下記に定めるキャンセル料を甲に支払わなければなりません。

解約または変更を甲が承認した日	キャンセル料
出展申込期限(早割プラン、通常)の翌日から 出展者説明会（小間位置抽選会）開催日の前日まで	出展料(税抜き)の 50%
出展者説明会（小間位置抽選会）開催日以降	出展料(税抜き)の 100%

(3)前項の表中の「解約または変更を甲が承認した日」は乙からの出展申込みの全部または一部の解約または変更の書面による意思表示が、甲に到達した時点をもって判断します。また、前項の表中のキャンセル料を算出する際の「出展料」は、解約または変更された場合の変更前後の差額分に相当する出展料の額とします。

第 5 条(甲による本出展契約の解除と変更)

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何等の催告なく、書面による通知により、本出展契約の全部または一部を解除・変更することができます。甲は、その際の判断基準や根拠等を開示・公表する義務を負いません。当該解除・変更がなされた場合でも、甲は、理由のいかんを問わず、乙の既納の出展料およびその他各種料金は返還しません。また、甲はこれにより乙に生じる損害および当該解除・変更までに乙が本出展契約に関して支出した費用その他一切の責任を負いません。本展示会の会期中、本出展契約が解除された場合、乙は直ちに一切の出展行為を中止し、甲の指示に従い、第 15 条に従い自らの費用をもって出展スペースを原状に回復し、甲に返還しなければなりません。本条の規定は、解除権を行使した甲による乙に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。また、次の各号の一つにでも該当した場合、乙は本出展契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全ての残債務を履行しなければならない。

1 乙による出展が本展示会の開催趣旨に反する恐れがある場合

2 乙が公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある場合

3 乙が他の出展者に不都合を生じさせる恐れがある場合

4 乙の本出展申込書に虚偽の記載がある場合

5 乙の本出展申込書の記載事項に変更が生じ、当該変更について甲の承諾を得られない場合

6 乙が本出展契約に違反したまたは違反していた場合で、甲から相当期間の猶予を与えて催告されてもなお、当該違反を是正しない場合(違反が軽微か否かを問わない)

7 乙の出展および出展物について、現に乙と第三者との間で争いが生じ、それによって本展示会の運営に支障を及ぼす可能性があると判断される場合

8 乙について、他の出展者、来場者およびその他の第三者から本展示会およびこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、または苦情等が寄せられる可能性があると判断される場合

9 乙が、本出展契約、出展者マニュアル、もしくはその他甲が別途定める規定に反した場合、または甲の指示に従わない場合

10 第 1 条第 5 項に基づき甲が指定する期日までに、乙による所定の金融機関への出展料金の全部または一部の振込が確認されない場合

11 乙に、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する法的倒産手続開始の申立てがなされたとき、支払の停止もしくは銀行取引停止処分がなされたとき、または、乙に対する差押え、仮差押え、保全処分、仮処分等、競売手続の開始その他の強制執行手続きもしくは担保権実行手続が開始された場合、手形の不渡りが発生した場合、その他財産状態が悪化し経営状態を不安ならしめる事実が発生した場合

12 乙の共同出展者が前各号のいずれかに該当する場合

13 乙が出展スペースを、本展示会出展の目的以外に使用した場合

14 乙が出展スペースを使用しない場合

15 その他本出展契約を存続させるまたは乙が本展示会に出展することにつき、本展示会の管理、運営上支障があると甲が判断した場合

16 乙が法令に違反した場合

17 乙において、会社解散の決議がなされた場合

18 第 16 条で禁止する行為を行った場合

19 第 17 条第 2 項の保証、確約に違反した場合

20 上記各号の発生する恐れがある場合

第 6 条(本展示会の変更および中止)

(1)甲は、台風・洪水・地震・火災をはじめとした天災地変、感染症の蔓延(蔓延に伴い公権力が発する命令・通達・要請等を含む)やテロリズムの発生その他甲の責に帰さない原因による不可抗力により、本展示会の開催延期、規模縮小、会場移転、展示時間の短縮・変更または開催中止を決定できるものとします。

(2)甲は、総出展ブース数、出展者の展示内容、来場者の見込み動員数等の予測によって、本展示会の開催延期、規模縮小、会場移転、展示時間の短縮・変更または開催中止を決定できるものとします。

(3)甲は、第 1 項と第 2 項の場合に生じた乙、またはその他第三者の損害について一切の責任を負いません。

(4)甲が、第 1 項に基づき、本展示会の開催延期、規模縮小、会場移転、展示時間の短縮・変更または開催中止の決定をした場合でも、乙は出展料の全額を支払うものとします。また既に支払った出展料については、返金しないものとします。

(5)1 甲が、第 2 項に基づき、本展示会の開催中止決定をした場合で、開催中止決定の時点で乙が出展料の全額をお支払い済みの場合に限って、乙は本展示会の開催中止に対する代替措置として、以下のアまたはイのどちらか 1 つを選択することができます。第 2 項に基づく本展示会の開催中止について甲の乙に対する補償は本項で定めた内容に限るものとし、乙は甲に対してこの他なんらの請求もすることはできないものとします。

ア 次年度の同じ展示会または同種の展示会のどちらか 1 つへの出展

イ 出展料(税込)の 70%を甲より返金

2 乙は、第 2 項に基づく開催中止決定後 10 営業日以内に、前号の選択をして、甲に通知するものとします。

3 乙が、前号の期限内に甲に対して通知をしない場合は、第 1 号の選択について放棄したものとし、当該代替措置を受けられなくなります。この場合、既に支払った出展料については、返金しないものとします。

4 甲が第 2 項に基づく開催中止決定をした時点で、乙が出展料の全額を支払っていない場合には、乙は既に支払った分も含め、出展料(税込)の全額に対して 30%を甲に支払うものとします。

(6)甲が、第 2 項に基づき、本展示会の開催延期、規模縮小、会場移転、展示時間の短縮・変更をした場合でも、乙は出展料の全額を支払うものとします。また既に支払った出展料については、返金しないものとします。

第 7 条(甲の管理と免責)

(1)甲は、本展示会の会期および第 11 条第 6 項で定める搬入期間および搬出期間(以下、あわせて「搬入出期間」といいます)中、善良なる管理者の注意をもって、本展示会の円滑な運営に努めます。甲が、乙に対し、本展示会に関し、搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求める通知をした場合、乙は、自らの費用で当該必要な措置を即時にとらなければなりません。

(2)甲は、乙が甲の前項の通知に従わない場合、自らの判断により必要な措置をとることができます。この場合、当該措置に係る費用は全て乙の負担とし、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

(3)甲は、前条第 1 項および第 2 項のほか、不可抗力によって生じた乙の損害等についての責任は一切負いません。

(4)甲は、来場者の入場を管理および制限する権限を有しており、乙は甲の判断、決定に従わなければなりません。

第 8 条(乙の管理)

(1)乙は、本展示会の会期および搬入出期間中、自らの責任と費用により出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、出展者マニュアルに基づき最善の注意を払い、本展示会の円滑な運営に努めなければなりません。甲は、乙の出展物・装飾物等に関する盗難等についての責任は一切負いません。

(2)乙は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去等を、善良なる管理者の注意をもって行うものとし、事故、火災、感染症のまん延等(以下、総称して「事故等」といいます)の防止に努め、万一事故等が乙の責に帰すべき事由により発生した場合の責任は、乙において負うものとします。

(3)乙は、自らおよびその代理人等の責に帰すべき事由によって甲および第三者に生じる損害等についての一切の責任を負わなければなりません。

(4)出展物、装飾物その他一切の物件の調達、輸送、搬入出、展示、実演、撤去その他乙の出展のための業務(以下、総称して「出展関連業務」といいます)に関する一切の費用(次号に定める損害保険の費用を含む)は、全て乙の負担となります。

(5)出展関連業務に関して必要な損害保険については、乙の責任と費用で加入するものとします。また、出展ブース内の警備は乙の責任と費用で行うものとし、出展物、装飾物その他一切の物件に損害が生じた場合、甲は一切責任を負いません。

第 9 条(出展物等)

(1)乙は、甲が「出展のご案内」で定める「出展物」に記載された物で、事前に甲の承諾を受けた物のみを展示することができます。

(2)甲は、乙が前項に違反する物を出展した場合、乙に対し、その出展物の即時撤去を求める通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該出展物を即時撤去しなければなりません。この場合にかかる費用は乙の負担となります。

(3)甲は、日本国の法律や条例等で禁止されているもの、所轄官庁および自治体から指示勧告があったもの、引火性・爆発性・放射性などを伴う危険物、特定の宗教、宗教・政治団体または宗教・政治活動への勧誘に関するものや政治活動に関するもの、他の出展者や第三者の権利を侵害するものやその恐れのあるもの、裸火を使用するもの(監督官庁および甲の両者による事前の許可を得たものを除く)、その他法令や公序良俗に反するものの出展を禁止します。

(4)乙が前項の定めおよび当該定めに基づく甲の指示に従わない場合は、乙は、甲に対し、出展ブース料の 4 倍に相当する金員を即時に支払うものとします。また甲は、乙に代わり当該出展物の撤去や廃棄などのしかるべき措置をとることができ、その措置費用の一切について乙は甲に即時に支払うものとします。これについて、乙は甲に対して一切の責任追及を行わないものとします。

(5)第 3 項に記載のなかったものであっても本展示会開催に支障をきたすものは会期前、会期中であっても甲の判断により中止、乙は、当該出展物を即時撤去しなければなりません。また乙はその撤去にかかった費用や損害賠償等を甲に求めることはできません。

(6) 甲は、乙が出展申し込み時および出展決定後に甲へ提出した出展物等の画像・写真・データについて、「日本ホビーショー公式サイト」、公式 SNS（Facebook、X、Instagram 等）、および本展示会に関わる広告宣伝や制作物等において、無償で使用（複製、公衆送信、展示、ならびにトリミング、色調補正、テキスト等の重畳を含む加工・編集・改変を含みます）することができるものとします。また、乙は、本項に基づく甲の使用に関して、当該画像等に関する著作者人格権を行使しないものとします。

(7) 前項の規定に基づき甲が制作する制作物等について、甲は制作スケジュールの都合上、乙に対して事前の内容確認（校正等）を行わず、甲の裁量により編集および掲載を行うことができるものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。

第 10 条(設備使用等に伴う支払義務)

乙は、本展示会への出展にともない、甲が提供する設備やサービスを必要とする場合には、甲に対し、出展者マニュアルに従って申込み、所定の料金を所定の期日までに支払わなければなりません。

第 11 条(装飾施工等)

(1)乙の出展スペース内の装飾施工は、乙が自らの責任と費用において行わなければなりません。その装飾施工については、乙は、出展者マニュアルに定める装飾規程を遵守しなければなりません。

(2)甲は、乙が前項に違反する装飾施工をした場合、乙に対し、その装飾等の即時改修を求める通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該装飾物を即時改修しなければなりません。この場合にかかる費用は乙の負担となります。

(3)乙は本会場の通路上に特定のサインや看板等を設置することはできません。

(4)乙は、出展にあたり天井構造は事前の書面による、甲の許可が無い限りできません。

(5)第 2 項の場合において、甲は、乙が甲の通知に従わない場合、自らの判断により当該装飾物の改修をすることができる他、甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は乙の負担となります。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

(6)本会場の所在地、搬入出期間および本会場設備については下記の通りとします。

①本会場所在地　東京ビッグサイト西 3・4 ホール(予定)　東京都江東区有明 3-11-1

②搬入期間　2027 年 9 月 2 日(木)12:00～18:00(予定)

③搬出期間　2027 年 9 月 5 日(日)17:00～22:00

④出展ブースの基本設備

ARENA S type

出展対象：法人（会員限定）

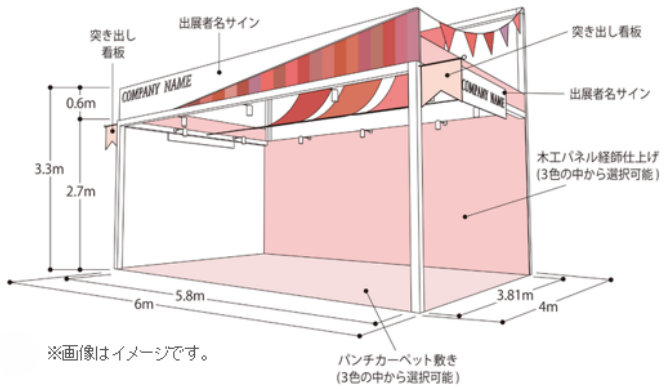
横6m × 奥行き4m × 高さ2.7m 3方向開放

■出展料金に含まれるもの

・施工・設備
木工壁面(経師仕上げ)、パンチカーペット
出展者名サイン3枚、突き出し看板、バラペット
スポットライト10灯、ストックスペース(1㎡)

・展示・利用権・入場関連
壁面展示、総合ワークショップスペース(テーブル1台分)
カタログ配布スペース利用権、出展者証、各種入場券

※電気工事・電気料金、レンタル備品等はオプションです。



※画像はイメージです。

■注意事項
・ワークショップの実施が必須です。実施場所は自ブース内・総合ワークショップスペースのどちらでも可能です。
・小間位置は主催者が決定します。

ARENA F type

出展対象：法人（会員限定）

1小間: 横3m × 奥行き3m

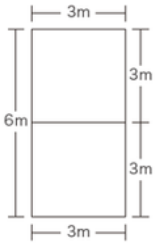
■出展料金に含まれるもの

総合ワークショップスペース（テーブル1台分）、カタログラック利用権、出展者証、各種入場券

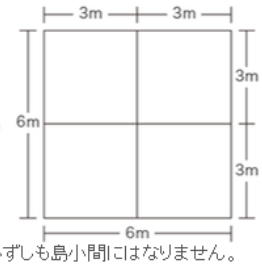
■注意事項

・ワークショップの実施が必須です。
実施場所は自ブース内・総合ワークショップスペースのどちらでも可能です。
・小間位置は主催者が決定します。

シングル小間の場合（2小間～）



ダブル小間の場合（4小間～）



※ダブル小間は、必ずしも島小間にはなりません。

WORLD

出展対象：法人・個人

1小間: 横3m × 奥行き3m × 高さ2.7m

■仕様・サイズ

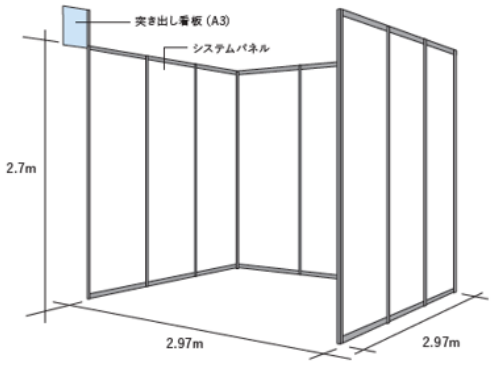
壁:白のシステムパネル／ポール:シルバー
床:コンクリート
出展者名サイン:突き出し看板（A3）

■料金に含まれるもの

システムパネル、出展者証、突き出し看板、
各種入場券

■注意事項

同一小間数の場合、出展説明会で選択順を抽選した上で、小間位置をお選びいただきます。

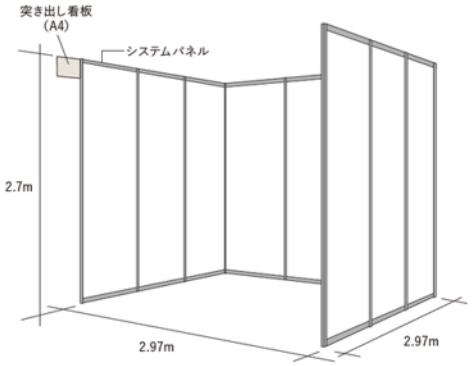


※小間内装飾、備品費、電気工事費、通信回線費、ストックヤード費等はオプションです。

ホビー&クラフト／ライフスタイル

出展対象：法人

1小間：横3m × 奥行き3m × 高さ2.7m



■仕様・サイズ

壁：白のシステムパネル／ポール：シルバー床：
コンクリート
出展者名サイン：突き出し看板（A4）

■料金に含まれるもの

システムパネル、出展者証、突き出し看板、各種入場券

※小間内装飾、備品費、電気工事費、通信回線費、
ストックヤード費等はオプションです。

■出展・販売のルール

・ホビー＆クラフトは原則、ホビー関連の商品・
サービスが対象
・物販は可能ですが、在庫処分・値引き目的の販売
や「セール」「特価」「○%オフ」等の表現は禁止

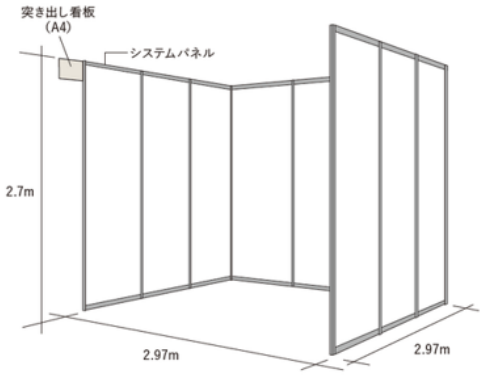
■注意事項

・15小間以上で島小間となります。
15小間未満でも会場レイアウトにより島小間となる場合があります。
・他の出展者との隣接希望は別途55,000円（税込）頂戴します。
双方からの申込が必要です。隣接配置できなかった場合は返金します。
・同一小間数の場合、出展説明会で選択順を抽選した上で、小間位置をお選びいただきます。

クリエイター

出展対象：個人

1小間：横3m × 奥行き3m × 高さ2.7m



■仕様・サイズ

壁：白のシステムパネル／ポール：シルバー
床：コンクリート
出展者名サイン：突き出し看板（A4）

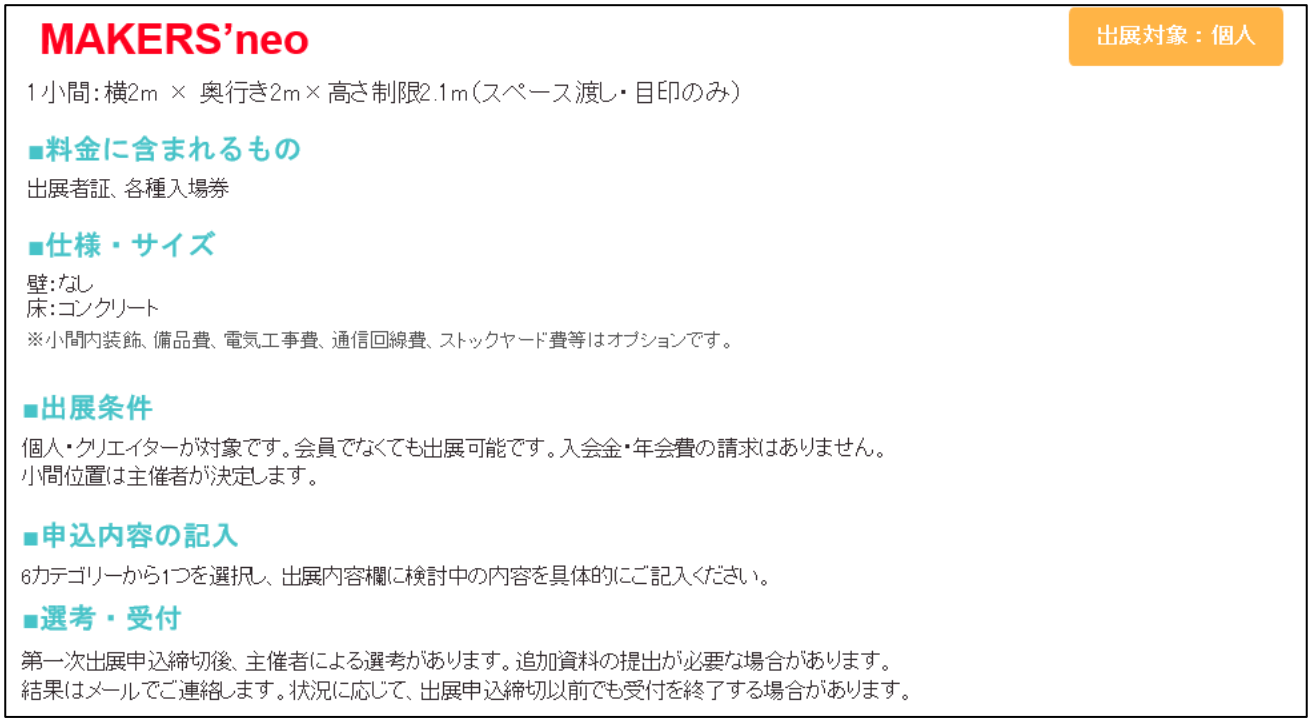
■料金に含まれるもの

システムパネル、出展者証、突き出し看板、各種入場券

※小間内装飾、備品費、電気工事費、通信回線費、
ストックヤード費等はオプションです。

■注意事項

・出展者名を企業名、法人が運営する店舗、法人が管理するブランド名等にすることはできません。
・ブース内に企業ロゴ、法人が持つブランドロゴなどを掲示することはできません。
・お申し込み後に法人と判明すると、エリアの移動、もしくは出展取り消しになることがあります。法人登記している社名等を出展者名にする場合、 年商に関わらず法人でお申し込みください。
・小間位置は、エリアごとに申し込み数が多い出展者から選択できます。同一小間数の場合、出展説明会で選択順を抽選した上で、小間位置をお選びいただきます。
・隣接した小間をつなげて使用することはできません。



⑤給排水工事

出展ブース内に給排水設備が必要な場合は、乙の責任と負担で、設置してください。使用の際は有償にてご利用いただけます。詳細は出展者マニュアルにてご確認ください。

第 12 条(盗難・火災・その他事故について)

(1)甲および本展示会に関し甲と雇用契約、請負契約、業務委託契約、連携関係、協力関係を結んだ第三者(団体、法人、個人、企業など)は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故が乙の責に帰すべき事由により起こり、来場者、乙および他の出展者が被った被害(消失、破損、損害)に対し一切の責任を負わないものとし、当該損害は全て乙が賠償するものとします。

(2)甲は乙が来場者に対して与えたあらゆる損害に関して関知しないものとします。乙は当該損害の一切を賠償しなければなりません。

(3)甲は、新聞、雑誌およびインターネット等の媒体、ポスターおよびチラシ等の印刷物、ならびに広告宣伝物その他における本展覧会に関する告知情報等での誤字・脱字・その他の不備について、一切の責任を負いません。

(4)乙は、自己および本展示会に関し乙と雇用契約、請負契約、業務委託契約、提携関係、協力関係を結んだ第三者(団体、法人、個人、企業など)が、故意または過失により、盗難・火災・器物破損・傷害・

交通事故その他一切の事故・事象を起こし、甲または本展示会の来場者・他の出展者を含む第三者に損害を負わせた場合には、その一切の損害を即時に賠償するものとします。

第 13 条(マイク・その他音響設備の使用について)

(1)マイクを使用した商品等説明に関しては原則として禁止します。

(2)プレゼンテーションステージ等を設置し説明する場合には別途出展者マニュアルの規定に準ずるものとします。

第 14 条(立ち入り点検)

(1)甲およびその使用人または甲が業務を委託した者は、本会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで、乙の出展スペース内に立ち入り、これを点検し適当な措置をとることができます。ただし、緊急の場合等甲があらかじめ乙に通知することができない場合は、事後の報告でも足りるものとします。

(2)前項の場合、乙は甲の措置に合理的かつ最大限の協力をしなければなりません。

第 15 条(原状回復)

(1)乙は会期最終日の本展示会の終了後、直ちに、自らの費用をもって、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展者マニュアルに定める日時までに出展スペースを原状に回復し、甲に返還(以下、これらの行為をあわせて「原状回復」といいます)しなければなりません。

(2)乙が前項の原状回復をしなかったときは、甲は、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分して、原状回復をすることができます。この場合にかかる一切の費用は乙の負担となります。これについて、乙は、甲に対して、一切の請求、異議の申立て等はできません。

(3)本展示会終了と同時に乙が第 1 項に基づく出展スペースの原状回復をしないときは、乙は甲が別に定める損害金を支払わなければなりません。

(4)乙は、甲に対して、出展スペースの原状回復にあたって、出展物、装飾物その他一切の物件の買取り、移転料その他一切の請求をすることはできません。

(5)乙が、第 1 項で定めた日時までに出展ブースを明け渡さないときは、使用期間終了日の翌日から明渡完了に至るまで当該出展ブース料(ただし、日割計算による)の 3 倍相当の違約金および甲が負担する

一切の諸費用を甲に支払い、かつ明渡し遅滞により甲が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害も賠償しなければなりません。

第 16 条(禁止事項)

乙は次の行為をすることができません。万一、乙がかかる行為をした場合、甲は乙に対し乙による展示を中止させ、乙の出展物、装飾物その他一切の物件の撤去を行います。甲は、これにより生じる損害の賠償を乙に請求することができます。

1 本出展契約上の地位および本出展契約に定める権利義務の全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に担保として供し、譲渡、承継しまたは貸与すること、および他の出展者と出展スペースを交換すること。

2 本会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で、出展物の展示や装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が書面により事前に承諾した場所については、この限りではありません。

3 他の出展者、来場者および甲に迷惑となる行為を行うこと。

4 甲および本展示会や他の出展者の名誉・信用等を毀損する行為、甲との信頼関係を破壊する行為を行うこと。

5 他の出展者等の出展スペースを含む本展示会の会場の建物・設備または敷地に損害を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

6 本展示会の会場にて知的財産権を侵害する出展物(模倣品等)の展示・販売を行なうこと。

7 特定の宗教、宗教・政治団体もしくは宗教・政治活動などへの勧誘(当該勧誘が行われる可能性のある企画・催事・サービスなどの広告宣伝・紹介などを含む)または当該勧誘に該当するおそれのある行為や政治活動を行うこと。

8 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められること。

9 第 17 条第 1 項および第 2 項各号に掲げる事項について違反するおそれが生じる行為をすること。

10 第 5 条各号に該当するおそれを生じさせる行為をすること。

11 出展ブースで宿泊すること。

12 不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品または重量物を搬入すること。

13 来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音を出す・異臭を放つ・パフォーマンス等)をすること。

14 本出展契約、出展者マニュアルおよびその他甲が別途定める規定(以下、総称して「諸規定」といいます)において禁止された行為を行うこと。

第 17 条(遵守事項等)

(1)乙は、本展示会の来場者、他の出展者その他第三者との間で生じたトラブルの一切について、自らの責任と費用において解決しなければならず、甲に対して損害を一切及ぼさないために必要とされる全ての措置を行わなければならないものとします。

(2)乙は、甲に対して、次の各号の事項を保証し、確約します。かかる事項について違反した場合または違反していることが発覚し甲が損害を被ったり、第三者から何らかの異議、権利主張、苦情、損害賠償請求、訴訟等がなされたりした場合、乙は、自らの責任と費用においてこれを解決し、甲に生じた損害の一切を甲に対して賠償しなければなりません。

1 乙が、本展示会における出展者として、(i)出展関連業務をするために必要な権利を全て有していること、(ii)乙の出展関連業務(出展物、装飾物その他一切の物件を含む。本項において以下同じ)が来場者、他の出展者を含むいかなる第三者の一切の権利を侵害しないこと、(iii)乙の出展関連業務が宅地建物取引業法、特定商取引法、その他の法令・公序良俗・第三者との契約に違反するものではないこと、ならびに(iv)乙の出展関連業務が甲および本展示会の名誉・信用・ブランド等を毀損しないこと。

2 乙または乙の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、事業内容が明確でない団体、もしくはこれらに準ずる者もしくは団体、またはそれらの構成員もしくは関係者(以下、総称して「反社会的勢力等」といいます)ではないこと。

3 乙が反社会的勢力等に乙の名義を利用させ、本出展契約を締結するものでないこと。

4 乙が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第 18 条(秘密保持)

甲および乙は、本出展契約の締結および履行に際して知り得た相手方に関する秘密情報を、善良なる管理者の注意義務をもって厳に秘匿し、本出展契約の目的以外に利用したり、第三者に開示・漏洩等してはいけません。

第 19 条(個人情報)

(1) 乙が本展示会で取得した個人情報（以下「個人情報」といいます）を、乙の責任と費用で取得、管理するものとし、乙は個人情報保護法に定められた個人情報取扱事業者としての義務を自ら果たす場合と同様に、厳格かつ適正な保秘・保管・管理を行い、甲に対して一切迷惑をかけないものとします。

(2)乙は、個人情報を厳に秘密として取扱い、個人情報保護法に定められた個人情報取扱事業者としての義務を自ら果たす場合と同様に、厳格かつ適正な保秘・保管・管理を行うものとします。

(3)乙は、第三者に対し、個人情報を一切開示・漏洩等してはいけません。ただし、乙が個人情報を事前に来場者に対して明示した目的で利用するため、必要な業務を第三者に委託する場合(委託先の第三者を、以下「委託先」といいます)はこの限りではありません。委託する場合は、乙は委託先に本条の遵守を義務付けるとともに、委託先の行為一切につき、連帯して責任を負うものとします。

(5)乙は、個人情報の管理責任者を選任のうえ、登録個人情報の漏洩防止のための適切な安全管理措置を講じるものとします。

(6)乙は、自らの役員および従業員(以下「担当従業員等」といいます)に対してのみ、個人情報を開示することができるものとし、担当従業員等に対して、本条の遵守を義務付けるとともに、担当従業員等の行為一切につき、連帯して責任を負うものとします。

(7)甲は、乙による個人情報の取扱いに関する実態の監査を自ら実施し、または乙から報告を求めることができるものとし、乙は、合理的な理由なき限り甲の要求を拒むことができないものとします。

(8)乙による個人情報の取扱いに不適切な行為があると甲が認めた場合、乙は、直ちにその経緯や状況等甲の必要とする事項を報告するとともに、甲の指示に従って当該状況を改善、解消する義務を負うものとします。

(9)乙は、不要となった個人情報については、責任をもってこれを破棄、消去する義務を負うものとします。

(10)乙は、本条に違反した場合、速やかに甲にその旨を通知し、その後の対応につき甲の指示に従うものとします。

(11)乙が取得・管理する個人情報の当事者または当事者と主張する者との間で紛争等が生じた場合および個人情報の流出、漏洩、不正アクセス、改ざんその他の問題が生じた場合、乙は自らの責任と費用で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、甲は一切の責を負いません。

(12)個人情報の内容の真偽について甲は一切責任を負いません。

第 20 条(諸規定の遵守)

乙は、諸規定を遵守しなければなりません。

第 21 条(諸規定の変更)

甲は、甲が必要と認める場合ややむを得ない事情がある場合、諸規定を変更できるものとし、乙はあらかじめこれに同意したものとします。

第 22 条(廃棄物等の処理)

本展示会で生じた出展ブース内・周辺の廃棄物はすべて乙の責任と費用で持ち帰るものとします。本展示会終了後、搬出終了時間となっても本会場内に残置された乙の展示物および廃棄物は、第 15 条第 2 項に基づき甲の判断によって処理することができ、会期終了後、甲は乙に実費請求します。乙は請求書受領後、10 日以内に支払わなければなりません。

第 23 条(遅延損害金)

(1)乙は、本出展契約に別途定める場合を除き、本出展契約上の債務の履行を遅延した場合には、当該債務を履行すべき日(同日を含む。)から当該履行を遅延した債務(以下「履行遅延債務」といいます)の全てを履行した日(同日を含む。)までの期間につき、履行遅延債務の金額に、年率 14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、直ちに、甲に支払うものとします。

(2)前項の遅延損害金の算出方法は、両端および 1 年を 365 日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1 円未満は切り捨てるものとします。

第 24 条(業務の代行)

甲は本出展契約の実施にあたり、本出展契約に定める自己の業務・行為を第三者に代行させることができるものとします。

第 25 条(残存条項)

本出展契約の終了(期間満了・解除等の事由を問わず、以下同じ)後においても、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 3 項乃至第 5 項、第 7 条第 2 項および第 3 項、第 8 条、第 9 条第 4 項乃至第 7 項、第 11 条第 5 項、第 12 条、第 14 条第 3 項および第 4 項、第 15 条第 2 項乃至第 5 項、第 16 条乃至第 20 条、第 24 条、本条乃至第 28 条の定めは有効に存続するものとします。また、本出展契約の終了時に未履行の債務が存在する場合には、履行が完了するまで当該債務に関する本出展契約の定めを適用します。

第 26 条(管轄裁判所)

甲および乙は、本出展申込書または本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条(準拠法)

本出展申込書および本出展契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従って解釈されるものとします。

第 28 条(その他)

本出展契約に定めのない事項については、出展者マニュアル等の甲の定めによるものとします。その他の定めのない事項については、甲の判断によるものとします。

以上